

都市整備の基本方針（素案）から（案）への主な追加・修正について

1. 区民意見募集による意見の基づく主な追加・修正（赤字が追加・修正部分）

頁	項目	（素案）での記載	追加・修正内容
29	2章 . 土地利用構想 （1）土地利用ごとの方針	住宅ゾーン1 住宅ゾーンは、現在のみどりゆたかなゆとりある住環境を維持し、宅地内のみどりを保全・創出します。	住宅ゾーン1 住宅ゾーンは、 農地や屋敷林の保全 や宅地内のみどりの保全・創出により、みどり豊かなゆとりある住環境を維持します。
45	3章 . みどり豊かで住みやすいまちをつくる （1）みどりとみずを保全し、再生・創出する	みどりを守り育てる （記載なし）	みどりを守り育てる （略）また、 体験農園の拡充 などを進めながら 農の豊かさ を守り伝えます。
64	4章 . 区民主体の街づくり （2）区民主体の街づくりを進める	（記載なし）	世田谷区街づくり条例では、区民は自己に関係する街づくりに参加する権利と責任を有すると定めており、地区街づくり計画の原案の提案や区民街づくり協定の届出などの制度を活用し、区民主体の街づくりを進めます。
64	4章 . 区民主体の街づくり （2）区民主体の街づくりを進める	（記載なし） P.63の「区民・事業者・区の責務の明確化」のイメージ図内も同様の修正あり。	区は施策の策定や事業の実施にあたっては、計画や事業の性格や段階に応じ、区民および事業者の理解と協力を得るよう適切に対応します。また、身近な地区の街づくりでは、区民一人ひとりが街づくりの担い手となるよう、より早い段階での区民参加を進めるとともに、地域や全区レベルの施策・方針などにおいても区民の参加の機会を増やします。
68	4章 . 総合的な街づくり行政の推進 （3）様々な領域との連携を図る	地域力を高める （略）このため、街づくり協議会、防災・防犯に関わる街づくり活動団体の支援など地域のコミュニティ形成を進めます。	地域力を高める （略）このため、 町会・自治会や街づくり協議会、防災・防犯その他の課題 に関わる まちづくり 活動団体の支援など地域のコミュニティ形成を進めます。

2. 都市計画審議会及び都市計画審議会都市整備方針改定検討部会からの意見に基づく
追加・修正

頁	項目	(素案)での記載	追加・修正内容
12	1章 . 世田谷をとりまく 状況 (4)都市の成熟 化・意識の多様化	(4)都市化沈静、意識の多様 化・成熟化 都市化の進行は落ち着きを示 しており、都市の集約化の動きが 見られます。一方、都市内におい ては、農地の宅地化が依然として 続いています。	(4)都市の成熟化・意識の多様 化 全国的には都市化の進行は落 ち着きを示しており、地方都市に おいては集約型都市へ再編の動 きが見られます。一方、都心周辺 区などでは農地の宅地化が依然 として続いています。
		(略)生活の質や潤い、地域の中 での人とのふれあいや心の豊 かさへの関心	(略)生活の質や潤い、安全・ 安心を求める地域の中での人との かかわりあいや心の豊かさへの 関心
21	1章 . 街づくりの主な課 題と対応 (9)区民主体の街 づくりの充実	(新規追加)	本区では、区民の参加と協力のもとに街づくりを推進していくための独自のルールとして、昭和57年7月に世田谷区街づくり条例を策定しました。その後、平成3年の地域行政制度の発足、平成6年の基本構想の改定などを受け、各地区の特性に応じた街づくりや世田谷まちづくりセンター(現在の世田谷トラストまちづくり)・世田谷まちづくりファンドの設置等へ対応するため、平成7年に条例を改正しました。
25	2章 . 都市づくりの骨格 プラン (1)生活拠点	広域生活拠点 (略)広域的な交流の場を広域生活 拠点とし、 (P.28、50、51、59に同様の修 正あり)	広域生活・文化拠点 (略)広域的な交流の場を広域生活 ・文化拠点とし、
39	3章 . 安全で災害に強い まちをつくる (1)震災に強いま ちとする	防災生活圏内部の安全性を向上 する 【身近な道路・公園の安全性の 向上】 (略)困難とされる区域では、 消防活動や避難を円滑にするため 地先道路の	防災生活圏内部の安全性を向上 する 【身近な道路・公園の安全性の 向上】 (略)困難とされる区域では、 地区計画などを活用し、区民・事 業者と連携して消防活動や避難 を円滑にするための地先道路の

40	3章 . 安全で災害に強い まちをつくる (1)震災に強いま ちとする	避難時の安全性を向上する 【避難先の安全性の向上】 (略)防災意識向上のための各 種活動の場ともなります。	避難時の安全性を向上する 【避難先の安全性の向上】 (略)防災意識向上のための 防災 教育などの 各種活動の場ともな ります。
46	3章 .みどり豊か かで住みやすいまち をつくる (1)みどりとみず を保全し、再生・創 出する	誰もが利用できる公園や緑地、 広場を確保する。 (新規記載)	誰もが利用できる公園や緑地、 広場を確保する。 借地公園の活用や民間活力の 導入などにより、都市公園・緑地 の整備を進めます。
64	4章 . 区民主体の街づく り (2)区民主体の街 づくりを進める	将来の街づくりの担い手とな る子供や若者をはじめ、様々な 人々が街づくりを学ぶ機会を増 やします。 身近な地区を単位とし、街づく り条例で定められている地区街 づくり計画制度などを活用し、地 区の特性に応じた区民主体の街 づくりを進めます。	子供や若者をはじめ、様々な 人々が街づくりを学ぶ機会を増 やし、 将来の街づくりの担い手 を育てます。 身近な地区を単位とし、 世田谷 区街づくり条例 で定められてい る地区街づくり計画制度などを 活用し、地区の特性 および多様な 地域住民の意見を踏まえ、区民相 互、区民と区の合意形成をめざす 街づくりを進めます。

3. 区議会からの意見に基づく主な追加・修正

頁	項目	(素案)での記載	追加・修正内容
29	2章 . 土地利用構想	~基本的な考え方~ (略)商業業務などの立地を住 宅地との調和に配慮しながら	~基本的な考え方~ (略)商業業務などの立地 や生 産環境の保全 を住宅地との調和 に配慮しながら
53	3章 . 活動・交流の拠点をも つまちをつくる (4)活力ある産業 基盤とする	準工業ゾーンにおいて住工共 存の街づくりを進める (略)また、生産環境と住環境 が調和した住工共存の街づく りを進めます。	準工業ゾーンにおいて 生産環 境の保全と住工共存 の街づく りを進める (略)また、生産環境の 保全と 共に住環境と 調和した住工共存 の街づくりを進めます。

4. 東京都からの意見に基づく主な修正

頁	項目	(素案)での記載	追加・修正内容
20	1章 .街づくりの 主な課題と対応 (7)誰もが移動し やすい道路・交通ネ ットワーク	(略)自転車専用通行帯(ブルー ゾーン)の設置	(略)自転車専用通行帯(自転車 レーン)などの設置
32	2章 . 都市施設配置構想 (1)道路	(略)道路は災害時の防災空間 や、イベントや交流の場などの生 活活動空間として	(略)道路は災害時の防災空間 や、にぎわいの創出や交流の場な どの生活活動空間として
33	2章 . 都市施設配置構想 (1)道路	(略)を契機として、周辺の街 づくりの中で必要とされる都市 計画道路や交通広場の整備を進 めます。	(略)にあわせて、駅前広場や 都市計画道路等の整備を進める とともに、周辺の街づくりの中 で必要な道路の整備を進めます。
51	3章 . 活動・交流の拠点 をもつまちをつくる (2)活力ある地域 生活拠点とする	にぎわいや活気のある拠点の 魅力を高める (略)駅前広場の整備、高架下 や地上部利用を進めるとともに、 (他に類似修正あり)	にぎわいや活気のある拠点の 魅力を高める (略)都市計画道路等の整備、 東京都および鉄道事業者と連携 し高架下や地上部利用を進める とともに、(他に類似修正あり)
60	3章 .誰もが快適 に移動できるまち をつくる (1)公共交通ネッ トワークを充実す る	連続立体交差事業によりまち の分断を解消する	連続立体交差事業により沿線 街づくりを進める
60	3章 .誰もが快適 に移動できるまち をつくる (2)歩行者や自転 車利用者の安全性 と快適性を高める	自転車走行区間を確保しネッ トワークを形成する (略)自転車専用通行帯(ブル ーゾーン)など	自転車走行区間を確保しネッ トワークを形成する (略)自転車専用通行帯(自転 車レーン)など

5. 庁内意見等に基づく主な修正

頁	項目	(素案)での記載	追加・修正内容
69	4章 . 総合的な街づくり 行政の推進 (3)様々な領域と の連携を図る	(記載なし)	<p>文化を身近に感じることが できるまちをつくる</p> <p>世田谷区文化・芸術振興計画 に基づく取り組みを踏まえ、歴 史的資産や古道を大切にする、 文化的資源などを活かした風景 づくりを進めるなど、文化を身 近に感じることのできるまちを つくります。</p>